

境港水産物地方卸売市場における出荷準備スペースの取扱い

当市場の出荷準備スペースは荷捌き所として計画されており、仲卸業者が市場外で購入した商品を持ち込み他者へ販売することは想定していない。

1 補助事業上の取扱い

当市場の出荷準備スペースで行われている作業は、荷捌き所が有する機能を活用しているものであり、特定漁港漁場整備計画では荷さばき所として計画しているところ。

2 利用の想定

計画している用途は、仲卸業者が市場で購入した商品を仕分、荷造り、発送及び引渡しすること。
仲卸業者が市場外で購入した商品を持ち込み、他者へ販売することは想定に無い。

3 荷さばき所とは

漁港漁場管理の手引きによると、荷さばき所の主な機能は下記枠内のとおり。
境漁港での活用状況を例示すると、以下のとおり。

- a ⇒ ・岸壁上～上屋内で行われるブリ類の選別、計量作業
 - ・スケールダンプの計量作業（境漁港の特性から、入札後に計量が行われる。）
- b ⇒ ・1号、陸送上屋内セリ場への陳列及びセリ入札等
 - ・3～7号上屋への陳列及びセリ、入札
- c ⇒ ・1号、陸送上屋内で行われる仕立て直し
 - ・県外市場、取引先、自社工場への発送。買出人への引渡し

「漁港漁場管理の手引き（平成 21 年度版）」（抄）

ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設

（イ）荷さばき所

各種の漁港の機能施設の中で最も基本となる施設として位置づけられているものである。通常、水揚げからの流通の過程は、第1段階として漁船が入港して陸揚用岸壁に接岸し漁獲物の陸揚げが行われ、第2段階として水揚げされた漁獲物の選別、計量、競落等が行われ、第3段階として競り落とされた漁獲物は何らかの輸送手段により、消費地市場、加工場、冷蔵庫等へ運ばれるものであるが、この第2段階の機能を有する施設が荷さばき所とされ、その主な機能を整理すると、

- a 陸揚げされた漁獲物を商品とするための選別、水洗い、計量等の作業場としての機能
- b その商品を展示し、取引する場としての機能
- c それらを買った者が荷造り、発送する作業場としての機能等とされる。

施設の配置場所は陸揚用岸壁の直背後が一般的である。